

4. 国土交通省所管ダム事業における検証の動向

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成 21 年 12 月 3 日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成 22 年 9 月 27 日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定された。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

これを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、検証ダム）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成 22 年 9 月 28 日になされた。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討が行われる。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされる。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認がなされる。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされる。その後、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大臣に報告がなされる。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされるが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされる（資料 4-1）。

これを踏まえ、国土交通省所管ダム事業において検証作業が進められており、平成 23 年 10 月 31 日現在、83 ダム事業のうち、19 ダム事業で検証が済み、このうち 13 ダム事業が継続、6 ダム事業が中止となった（国土交通省 HP 資料より厚生労働省水道課で作成）。なお、検証中ではあるが、利水参画者（水道事業者）は撤退したが治水事業としてのダム事業は継続として検討が進んでいるものや、治水事業としてのダム事業は中止として検討が進められているが、利水の必要性については変わらず、その確保方策が課題となっているものもある。

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合においては予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願い申しあげる。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整するようお願い申しあげる（資料 4-2）。

※6 事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配座すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）をいふ。

※7 直轄ダム、水権機構ダムの場合は「対応方針（案）の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。

※8 直轄ダム、水権機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。

※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じて代表者を選定するなどの工夫を怠る。

【別紙6】

○ 利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案する。

利水代替案

【別紙 7】

	方 策	概 要 等	利水上の効果等	
			効果を定量的に見込むことが可能か	取水可能地点 ※洪水時の断流を 防ぎたい場合
地区河系	ダム	河川を横断して専ら貯水を貯蓄する目的で築造される構造物である。多目的ダムの場合、河川管理者が建設するダムに権限を持つことにより、水源とする。また、利水単独ダムの場合、利水者が許可工物として自らダムを建設し、水源とする。	可能	ダム下流
	河口堰	河川の最下流部に堰を設置することにより、淡水を貯留し、水源とする。	可能	灌漑区域
	湖沼開発	湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行って貯水地としての役割を持たせ、水源とする。	可能	湖沼地点下流
	流況調整河川	流況の異なる複数の河川を連絡することで、時期に応じて、水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させることにより、水の有効活用を図り、水源とする。	可能	接続先地点下流
(河川域内での対応)	河道外貯留施設(貯水池)	河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯蓄することで水源とする。	可能	施設の下流
	ダム再開発(かさ上げ・掘削)	既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする。	可能	ダム下流
	他用途ダム容量の買い上げ	既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて新規利水のための容量とすることで、水源とする。	可能	ダム下流
(河川区域外での対応)	水系間導水	水量に余裕のある水系から導水することで水源とする。	可能	導水先位置下流
	地下水取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。	ある程度可能	井戸の場所 (取水の可否は場所による)
	ため池(取水後の貯留施設を含む。)	主に雨水や地区内流水を貯蓄するため池を設置することで水源とする。	可能	施設の下流
	海水淡水化	海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。	可能	海沿い
	水源地の保全	主にその土地の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。	—	水源地の下流
必要面・供給面での総合的な対応	ダム使用権等の整備	争奪が発生しておらず、水利権が与与されていないダム使用権等を必要者に振り替える。	可能	整備元水源ダムの下流
	既存水利の合理化・転用	用水時の導水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、企業集約の促進等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。	ある程度可能	転元元水源の下流
	漏水調査の強化	漏水調査協働会の機能を強化し、漏水時に被害を最小とするような取水制限を行う。	—	—
	節水対策	節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。	困難	—
	雨水・中水利用	雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の推進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	困難	—

評 価 軸 と 評 価 の 考 え 方

(新燃料水の観点からの検討の例)

【別紙8】

●各地方で個別ダム検証に係る検討を行う場合には、【別紙1】に掲げる方策を組み合わせて立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価軸で評価する。

[illegible]

※1 ○：評価の視点としてよく使われている、△：評価の視点として使われている場合がある、－：評価の視点としてあまり使われていない。

※2 ○：原則として定量的評価を行うことが可能、△：主として定性的に評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある、－ 定量的評価が直ちには困難な事項として評価される。例えば、環境による社会経済的損失の少ない、コストが低い、汚染が少ない、地域性がある、地域に与える影響が他の環境要素と異なる影響がある、などを含む。

※3「実戦性」としては、例えば、達成しうる安全度が著しく低くないか、コストが著しく高くないか、持続性があるか、地域に与える影響や自然環境へ与える影響が著しく大きくないかが考えられるが、これらについては、実戦性以外の評価軸を参照すること。

※4 これまで、生制度上又は技術上の観点から実用性が乏しい東洋代官案として検討しない場合が多かった。

事 務 連 絡
平 成 2 2 年 9 月 3 0 日

〔 各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 〕 御中

厚生労働省健康局水道課

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめの公表について

日頃から水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成 21 年 12 月 3 日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成 22 年 9 月 27 日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定されました。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめには、今後の治水対策の方向性や、個別ダムの検証にあたっての手順、評価軸などが示されています。また、検証は治水だけでなく、新規利水の観点からの検討も行うことになっており、利水代替案や評価軸などが示されています。

今後の水道行政の推進や水道に関する計画の検討、策定等にあたって参考となると考えますので、お知らせいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いします。また、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業に参画する水道事業者に対しては別添についてもあわせて周知をお願いします。

本件問い合わせ先

厚生労働省健康局水道課

中須賀、山田

電話03(5253)1111 内線4010、4014

個別ダムの検証にあたってのお願い

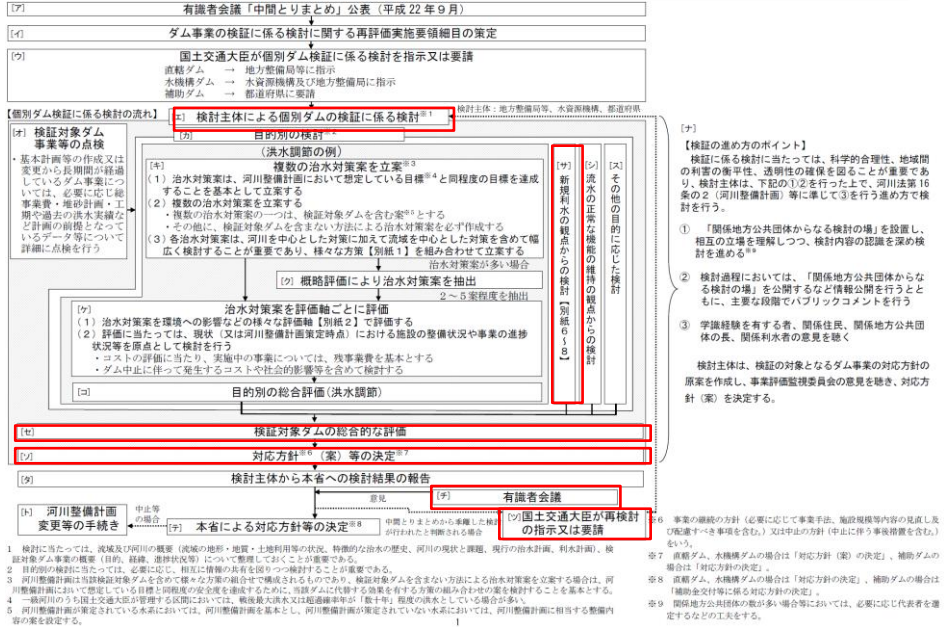
中間とりまとめが策定されたことを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、検証ダム）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成22年9月28日になされました。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、検証に係る検討が行われます。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされます。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認がなされます。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされます。その後、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大臣に報告がなされます。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされますが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされます。

つきましては、検証ダムに参画している水道事業者におかれましては、検討主体から各種の要請がなされた場合においては予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願い申し上げます。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整するようお願い申し上げます。

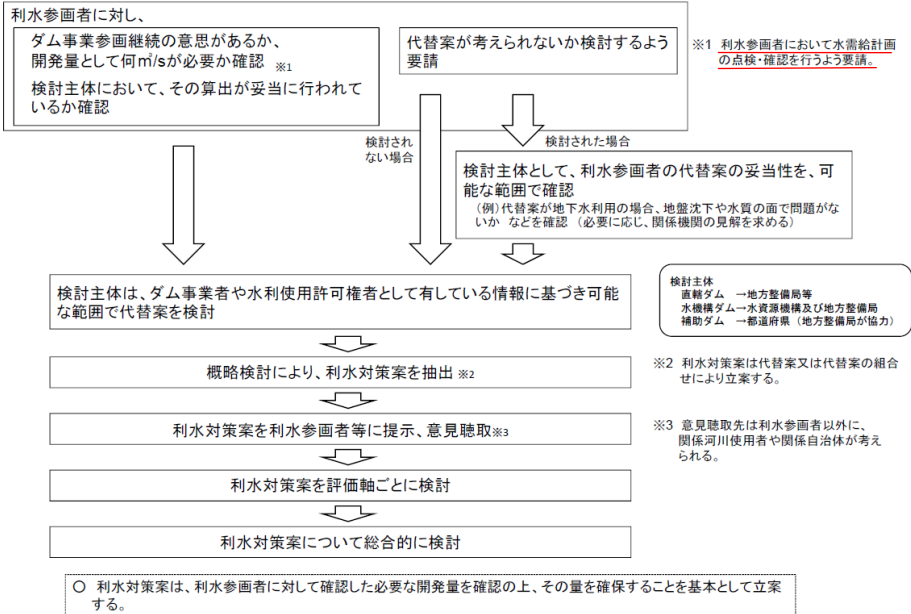
国土交通省所管ダム事業における検証の動向①(中間とりまとめ)

中間とりまとめ 個別ダムの検証の進め方等



国土交通省所管ダム事業における検証の動向②(中間とりまとめ)

中間とりまとめ 個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討



検証の状況

10月31日現在、83ダム事業のうち、19ダム事業で検証が済み、このうち13ダム事業が継続、6ダム事業が中止となった

	直轄	機構	補助	合計
検証対象	25	5	53	83
継続	0	0	13	13
			厚幌ダム(北海道)、駒込ダム(青森県)、 梁川ダム(岩手県)、最上小国川ダム(山形県)、河内川ダム、吉野瀬川ダム(福井県)、 金出地ダム、西紀生活貯水池(兵庫県)、切目川ダム(和歌山県)、和食ダム(高知県)、五ヶ山ダム、伊良原ダム(福岡県)、五来ダム(大分県)	
中止	2	0	4	6
	吾妻川上流総合開発(関東地方整備局)、七滝ダム(九州地方整備局)		奥戸生活貯水池、大和沢ダム(青森県)、 大多喜ダム(千葉県)、武庫川ダム(兵庫県)	

(10月31日時点)
斜字: 水道事業の参画なし、若しくは不明
※国土交通省HP資料より厚生労働省水道課で作成

検証の状況（検討主体における議論の例）

○儀明川ダム(F, N, W, S。建設主体:新潟県。水道事業者:上越地域水道用水供給企業団)
水道事業については、最新のデータを基に将来の水需要予測を行った結果、新たな必要量はゼロとなり、ダム事業に参画しない(H22.11)。ただし、治水、消雪の必要性があることから、ダム事業の継続は妥当とされている(平成23年度第1回新潟県公共事業再評価委員会 H23.9)

○大谷川ダム(F, N, W。建設主体:岡山県。水道事業者:新見市)
「ダム案(約30.8億円、うち水道約3.6億円)」と、「ダムを建設しない場合の対策案(約9.8億円、うち水道約9.5億円)」による総コストを比較すると、ダムを建設しない場合でも、治水及び利水の目的は達成され、大幅なコスト縮減が見込まれることから、「ダムを建設しない場合の対策案」が適当であり、大谷川ダム事業を継続することは適当でない。(大谷川ダム検討会議 H23.7)
※両ダムとも検証中

<上越タイムス (H22.11.2)>

儀明川ダム需要予測
水道取水は不要

「儀明川ダム」は、上越地域水道用水供給企業団が、上越市、妙高市、小千谷市、新井市、上野原市、小国町の6市町村で、約30.8億円の事業費で建設する。そのうち、水道事業は約3.6億円。上越市は、このうち、約1.5億円を負担する。上越市は、このうち、約1.5億円を負担する。上越市は、このうち、約1.5億円を負担する。

<山陽新聞 (H23.7.7)>

大谷川ダム建設中止へ
コスト重視し結論
「利水確保県支援を」

岡山県は、大谷川ダム(約30.8億円)の建設を中止する方針を固めた。県は、治水と利水の両方を目的としたダムだが、治水は必要だが、利水は必要ないと判断した。治水は必要だが、利水は必要ないと判断した。治水は必要だが、利水は必要ないと判断した。

平 成 2 2 年 9 月 30 日

【各都道府県水行政担当（国）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道事業監督官】御中

別添

厚生労働省環境水資源課

今後の治水対策のあり方について申開りしますとの公表について

日頃から水行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

国土交通省においてはすでに平成24年に大規模な治水計画を策定し、平成21年12月8日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について」と題として、(以下、中間とりまとめ)が決定されました。

http://www.wlit.go.jp/tv/r/shingaku_blog/outline/shita%2092%20shiryo.pdf の開きよりとしましては、今後の治水対策の方向性を、個別行政単位からではなく、広域圏ごとで示されています。また、検証はほぼ行われており、利権利失の観点からの検討も行うこととなっています。利権事業者や評価値などが示されています。

今後の水行政の推進や水道に関する計画的検討、策定にあたって参考となると考えられますので、お知らせいたします。

各都道府県水行政担当(国)におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いいたします。また、(明細りよりも)と示された検証の対象となる事業に参画する水道事業者に対しては別添についても合わせて周知をお願いします。

本件関与：市役所先
厚生労働省環境水資源課
中野賀、山田

電話：03(5253)1111 内線0010、4014